

## 伊予市公告第5号

### 公募型プロポーザルの開始の公告 (伊予市高齢者配食サービス事業)

次のとおりサービス提案書の提出を公募する。

なお、当該事業に係る見積決定及び契約の締結は、当該事業に係る平成28年度予算が成立することを条件とする。

平成28年1月27日

伊予市長 武智邦典

#### 1 事業概要

(1) 事業名 伊予市高齢者配食サービス事業

(2) 事業内容

本事業は、伊予市高齢者配食サービス事業実施要綱（平成28年告示第12号）に定める事業について、伊予市中山町地内、伊予市双海町地内及びそれ以外の地域でそれぞれ実施するものである。

主な事業内容は以下のとおり。（詳細は仕様書に記載する。）

- ・本事業の利用者への、訪問による弁当の配達 一式
- ・弁当配達時等における利用者の見守り 一式
- ・事業実施状況報告 一式

(3) 事業の期間

この事業の実施期間は、契約の日から平成29年3月31日までとする。

#### 2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる資格を満たしている社会福祉法人又は民間事業者等で、次の(1)から(6)のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を除く。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- (2) 税等の滞納がないこと。
- (3) 市においてその公平な手続を妨げた者、又は、公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理者を含む。）のうちに、次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者がいる団体
  - (ア) 地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - (イ) 成年被後見人又は被保佐人
  - (ウ) 破産者で復権を得ない者
  - (エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (カ) 暴力団の構成員

### 3 評価基準の概要

このプロポーザルにおける評価基準の概要は以下のとおりとする。

- (1) 食品衛生管理体制  
食品衛生責任者の有無
- (2) 当該事業の実施体制  
責任者、調理、配送担当の配置など
- (3) 提供される弁当の価格及び見積単価  
税込み1食あたりの価格（複数選択できる場合はそれぞれの価格）及び仕様書の6における見積単価
- (4) 提供される弁当の内容  
直近1ヶ月の献立（新規の場合は予定される献立）など
- (5) 過去の事業実績  
配達地域、配達数の実績など

#### 4 手続等の日程

##### (1) 募集公告、仕様書、説明書並びに評価基準の公表及び配付

###### ①期間

平成28年2月1日から2月26日まで

###### ②配付方法

長寿介護課窓口での配付及び伊予市公式ホームページへの掲載

###### ③公表・配付する書類

ア 仕様書

イ 公募型プロポーザル説明書

ウ 評価基準

##### (2) 仕様書その他参加条件に関する質問書の受付及び回答

###### ①質問書の提出期間

平成28年2月1日から2月12日まで

###### ②質問書の提出方法

(様式1) 質問書により、伊予市長寿介護課へ直接持参又は電子メールで提出す

###### ③回答

質問内容及び回答は、随時ホームページで公表する。

###### ④その他

- ・ 質問書は、様式1を用いること。
- ・ 提出期限後に提出された質問書には、原則、回答しない。

##### (3) サービス提案書の提出期限、提出場所及び方法

###### ①サービス提案書の提出期間

平成28年2月1日から平成28年2月26日までの執務時間内

###### ②サービス提案書の提出方法

サービス提案書により、伊予市長寿介護課へ直接持参又は書留郵便で提出すること。(書留郵便の場合は提出期間必着のこと。)

###### ③その他

- ・ サービス提案書は、様式2を用いること。
- ・ 提出したサービス提案書の変更は、原則受け付けない。
- ・ サービス提案者が提案を辞退する場合は、書面により辞退する旨を届け出ること。

## 5 選定委員会

- (1) 選定委員会を組織し、評価基準に基づき選定委員会がサービス提案書の評価及び審査を行う。
- (2) 評価及び審査は、公募型プロポーザル説明書の7による。

## 6 欠格事項

サービス提案者が、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) この公示及び説明書で示された期間、方法、その他注意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 設計単価を上回る提案をした場合

## 7 その他

- (1) この公募により選定された第1位のサービス提案者を、当該事業の委託契約の優先交渉権者とする。
- (2) 当該事業に係る見積徴収及び契約の締結は、平成28年4月1日を予定しているが、予算が成立しなかった場合は、予算成立日以後に見積徴収及び契約を行うものとする。
- (3) 公募手続に係る詳細は平成28年度伊予市高齢者配食サービス事業プロポーザル説明書、事業に係る詳細は平成28年度伊予市高齢者配食サービス事業仕様書による。

## 8 担当課及び提出先

〒799-3193

愛媛県伊予市米湊820番地

伊予市市民福祉部長寿介護課 高齢者福祉担当

E-mail cyojyu-kaigo@city.iyo.lg.jp

電話089-982-1111 (内線562)